

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

◆連盟規約が改訂されました◆

平成8年度前期委員総会報告にありましたように当連盟規約が11年目にして改訂されました。山本 忠委員長を中心として下記の方々により「連盟規約改訂小委員会」が結成され、検討されたものです。

宮城県壮年テニス連盟規約改訂小委員会委員

山本 忠(主任) 村上 和夫
新藤 英雄 本間 満雄
川口 温弘 大賀 延行
坂爪 ミヤ 菅野 志津子
和田 美代子 (順不同)

改訂の「経緯」について、山本委員長にご紹介を願っております。別枠掲載の新規約とともにご一読下さい。

■規約改訂について■

山本 忠

創立10周年の記念行事の一環として、規約改訂を行いました。今思うにやはり「10年ひと昔」で、創立当時のテニスの環境、テニスに対する個々の考え方、クラブ会員同志の交流の仕方など良い意味での個人主義的な発展があったと思われます。

改訂の要点は3つあります。その1つは委員総会です。クラブ代表委員を通じて皆様の意見を集約して、連盟運営に反映させようとしておりましたが、うまく機能しているとは思えませんでした。これを会員が自分で出席をして、自分で発言出来る総会に変更いたしました。2つ目は会計監事の 신설です。

発足当時のまだ会員数の少なかった頃、ほとんどの世話焼き業務は高橋幹事にお願いして今日に至っております。会員数も増え、事務量も膨大になった現在、とくにテニス業界に精通していなくとも出来る業務は、委員が分担して行うことを目標にだんだんと替えてまいりました。会計業務も我々委員が行うことに致しましたので、会計監事を新設いたしました。その3は細則です。細則は運営上の細かな規程に関して、運営委員会で細則(案)を作って、委員総会の承認を得る事になっておりましたが、まだ細則はありませんでした。これから完備して行こうとおもっておりますが、運営上の問題が起きる都度、運営委員会で補足、修正等を行った方が対応が早いと考えますので、運営委員会の専決事項といたしました。但し、その都度会報等にてお知らせいたします。以上3点のほか細部改訂もありますが、平成8年3月26日の委員総会にて承認されました。本会報に掲載されております新規約を是非一度ご精読下さいますようお願い申し上げます。アンダーラインの箇所が改訂された所です。



宮城県壮年テニス連盟

規 約

総 則

- 第1条 本会は宮城県壮年テニス連盟と称する。
 第2条 本会は次に掲げる正会員および賛助会員を以て構成する。

正会員：宮城県に住居または勤務所を持ちテニスを愛好する45才以上の男子および40才以上の女子

ただし正会員が県外に転出した場合、本人の希望により正会員の資格を継続することができる

賛助会員：本会の趣旨に賛同し本会の活動を支援する個人および団体

- 第3条 本会は会員相互の友好をはかり、かつ技を磨き、テニスを楽しむことを目的とする。

- 第4条 本会はその目的を果たすため次の活動を行う。

- (1)テニス大会
 (2)テニス練習会
 (3)会報の発行
 (4)その他、本会の趣旨に沿い運営委員会にて企画されたこと

会 計

- 第5条 本会の事業年度は1月1日に始まり12月末日に終わる。

- 第6条 本会活動に必要な経費は正会員の納める年会費、大会、練習会等ごとに徴収する参加費、およびその他の寄付金を以てあてる。

- 第7条 正会員は年会費を納めなければならない。年会費の額は総会で定める。

- 第8条 運営委員会は年度末に翌年度における諸活動の実行計画、およびそれに伴う予算案、ならびに当年度の決算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

- 第9条 当年度の予算案に提示されていない緊急臨時の費用については運営委員会の議を経て支出することが出来る。ただし、この場合においては次の総会に報告し、総会の承認を得なければならない。

- 第10条 会費の納入期限は毎年6月末とする。納入なき場合は休会扱いとし、以後の通信連絡は行わない。年度内に納入無き場合は退会扱いとする。

- 第11条 本会の活動を組織的に実行するために次の役員をおく。

運営委員：本会の諸活動の具体的な企画、およびその実行計画を策定実施するため、必要数の運営委員を置く。運営委員の任期は1年とし、前年度の総会において選出する。再任または重任を妨げないが、原則として、引き続いて3年を越えることはできない。

委員長および副委員長：運営委員の互選により委員長1名を選出する。副委員長は運営委員の中から1ないし2名を委員長が指名する。委員長は本会を代表するとともに、第12条に定める役員会を召集しその議長となる。副委員長は委員長に事故ある時委員長の役を代行する。

幹事：運営委員会が実行計画上必要と認めるときは業務に精通した若干名の幹事を委嘱することが出来る。幹事は運営委員会の議に加わり前年度の総会で委嘱された事項の実務を担当する。幹事の任期は1年とし、再任または重任を妨げない。

会計監事：2名の会計監事を前年度の総会において選出する。会計監事は会計委員の行う会計業務の監査を行う。任期は1年とし再任または重任を妨げないが、引き続いて3年を越えることはできない。

- 第12条 本会の活動方針を協議し、実行計画を策定し、また会務を掌理するため次の役員会を開く。

運営委員会：運営委員および幹事で組織し、会の諸活動を具体的に企画実施するための協議を行い、かつ、会務を掌理する。

総会：役員を含む全会員で構成し、本会の活動方針の大綱を定め、運営委員会の提示する活動計画案、予算案および決算案を審議する。総会は会員の十分の一以上の出席によって成立する。また委任状を以て出席に代えることが出来る。

- 第13条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

付 則

- 第14条 本規約に定めるほか本会の諸活動の具体的な企画実施に必要な細則は運営委員会で定めるものとする。

- 第15条 本規約の改正は総会の議決による。

(平成8年3月26日改正)

■■■■ テニスコートあれこれ ■■■■

道路建設関係の会社にお勤めで、テニスコートに詳しいR氏に、事務局がテニスコートについてインタビューを試みました。

事務「まず初めに、Rさんのテニス歴についてお聞かせください。」

R氏「自分自身では、学生時代ですから、そう、30年以上前になりますか、ラケットを握っただけで、それからは仕事が忙しいということを利用して実際にはプレーをしていません。しかし、学生時代から、一流選手の試合といえますか、デ杯の東洋ゾーンの試合とか、全日本選手権とかの試合を観る*」

次頁へ続く

